

平成 30 年 10 月 29 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行S B I マネープラザとの共同店舗の運営開始について
～東北地区の金融機関で初の試み～

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆、以下「仙台銀行」）は、株式会社 S B I 証券（本社 東京都港区 代表取締役社長 高村正人、以下「S B I 証券」）の子会社である S B I マネープラザ株式会社（本社 東京都港区 代表取締役執行役員社長 太田智彦、以下「S B I マネープラザ」）と、共同店舗の運営を開始することとなりましたのでお知らせいたします。なお、S B I マネープラザとの共同店舗設立は、東北地区の金融機関においては当行が初となります。

仙台銀行と S B I 証券は平成 30 年 4 月より、金融商品仲介業サービスでの提携を開始しており、お客さまは仙台銀行のホームページを通じて S B I 証券に証券総合口座を開設し、さまざまな金融商品・サービスをご利用いただけるようになりました。

このたび運営を開始する S B I マネープラザとの共同店舗においては、S B I 証券の豊富なラインナップを対面でお客さまへご提案することで、資産運用のコンサルティング、アドバイスとともに多様な金融商品、サービスをご利用いただくことが可能となります。

当行では、顧客本位のより良い業務運営を実現するため、更なる商品・サービスの向上に取り組んでまいります。

1. 共同店舗の詳細

名 称	仙台銀行 S B I マネープラザ
営 業 開 始 日	平成 30 年 11 月 19 日（月）
開 設 場 所	仙台市青葉区一番町二丁目 1 - 1（仙台銀行 本店営業部内 2 階）
電 話 番 号	022-212-2083
営 業 時 間	平日 9 時～15 時
取 扱 業 務	金融商品仲介業務

2. 仙台銀行 SBI マネープラザ イメージ図 (当行本店営業部2階)



株式会社仙台銀行

- 登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第16号
- 加入協会 日本証券業協会

SBI マネープラザ株式会社

- 第二種金融商品取引業者 (関東財務局長 (金商) 第 2893 号)
- 金融商品仲介業者 (関東財務局長 (金仲) 第 385 号)
- 所属金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券 (関東財務局長 (金商) 第 44 号)
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- ウェルスナビ株式会社 (関東財務局長 (金商) 第 2884 号)
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- 日産証券株式会社 (関東財務局長 (金商) 第 131 号)
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

<金融商品仲介業務に関するご確認事項>

- ・当行は、金融商品仲介を行う登録金融機関として、株式会社 SBI 証券を委託金融商品取引業者として金融商品仲介を行っています。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま1名あたり1,000万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。
(金融商品仲介の口座開設をお申込みいただくと、お取引口座は委託金融商品取引業者に開設されます。)
- ・当行には委託金融商品取引業者とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・同じ投資信託でも当行の店頭での取扱いと、委託金融商品取引業者による取扱いとでは手数料等が異なる場合があります。
- ・各金融商品等のリスクおよび手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、委託金融商品取引業者ホームページ等にてご確認ください。
- ・各金融商品等のお取引に際しては、委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認のうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。

以 上

本件に関する問合せ先
経営企画部経営企画課 柴田
電話番号 022-225-8258